

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

**国民の皆様の
御理解と御協力をお願いします!!!**

国家公務員は、仕事を行う上で
国民の疑惑や不信を招くことがないよう、
国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程で
定められたルールを守っています。
国家公務員と付き合う際には御配慮ください。

ルールのほとんどは
「利害関係者」との関係
についてのものです

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
国民の疑惑や不信を招くような行為を 防止するためのルール	P.8

利害関係者とは

●利害関係者とは、国家公務員にとって、以下のいずれかに当たる者です。

1 **許認可等**を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

2 **補助金等の交付**の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金等でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合は、「補助金等」として扱われます。

3 **立入検査、監査又は監察**を受ける事業者等又は個人

原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 **不利益処分**の名あて人となるべき事業者等又は個人

例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

6 **事業の発達、改善及び調整に関する事務**の対象となる事業を行っている事業者等

各省が行う事業行政の対象となる営利企業などです。

7 **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

8 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が企業等の場合、その企業の利益のために公務員と接触していると見られる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のホームページで御覧になれます。
内容について詳しく知りたい場合は直接各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、Aにとっても利害関係者とみなされます。

Q

A

こんな場合は??

Q | 問屋である別会社を通じてA官署に物品を納入している場合、A官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業マンは利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業マンは、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることとなります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

- 1 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品**
例：会社の名前入りのカレンダー、創立〇周年記念事業で配布している書籍など
- 2 結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q&A）**

Q & A こんな場合は？

Q 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A 祝儀については、利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q 弔電や花輪についてはどうですか？

A 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている贈与に当たりますので、できません。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません(ゴルフ、観劇によるもてなしなど)。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

1 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティー

例:立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立○周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められます。

2 職務として出席した会議での簡素な飲食

例:仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演(→7ページ)の前後に、簡素な飲食を受けることも、認められます。

3 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例:利害関係者に当たる団体が顕彰事業として行っている国際的な賞の授賞式に伴う
晩餐会に出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を利害関係者に負担させるのでなければ、利害関係者と共に飲食をすることができます。

(1万円を超える場合、届出が必要)

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。

ただし、国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分のもてなしを受けることとなるため、認められません。

また、国家公務員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。(やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。)

なお、利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食(→7ページ)は認められません。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 職務で利害関係者を訪問した際、社用車などを利用すること
(バスが利用困難な場合など合理的な理由がある場合)



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

●ゴルフ

- ① 会員となっているゴルフクラブの月例コンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合
- ② 所属部局のOB会や県人会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合(参加者が30~40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

●旅行

- ① 公務のための旅行
- ② 旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

1 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

2 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て問題がないときには、前記(→4~6ページ)の行為も自由です。

「私的な関係」とは、国家公務員の身分にかかわらない関係のことです。
私的な関係がある場合には、例えば、家族の葬儀の際に、近所付き合いをしている利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることは、自由にできます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→4～6ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

講演等を行う場合

国家公務員が、利害関係者から依頼されて、報酬を受けて講演等を行う場合には、倫理監督官の承認を得て行うこととなります。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

報酬については、各省で参考となる基準を定めることとされています。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること（度重なる酒食のもてなしを受けることなど）
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること（つけ回し）

参考

本省課長補佐級以上の公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することが必要です。

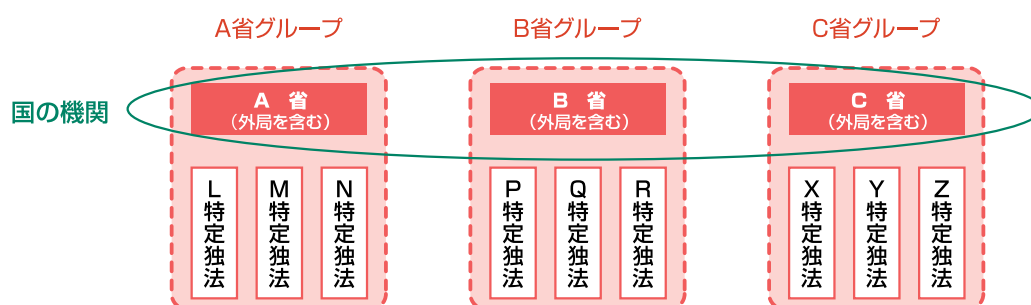
国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するためのルール



国家公務員は、国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできません。

※「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



1 国の補助金や経費で作成される書籍等

- ① 職員が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：L特定独法が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合
- ② 各省の職員は、国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。
例：B省が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合

2 国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。
例：C省、X特定独法、Y特定独法がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍をC省職員が監修する場合

参考

本パンフレットに記載してあるルールに違反した公務員は、懲戒処分を受けることになります。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

TEL : 03-3581-5344

e-mail : rinrimail@jinji.go.jp

ホームページ : <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

これらのルールに反すると思われる行為に気付かれた方は
国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。匿名は厳守します。

平成21年4月